

愛媛県立新居浜商業高等学校機械警備業務委託仕様書

1 委託業務の名称

愛媛県立新居浜商業高等学校機械警備業務委託

2 委託業務の場所

対象施設：愛媛県立新居浜商業高等学校

所在地：新居浜市瀬戸町2番16号

3 委託期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4 業務内容

(1) 警備対象施設

愛媛県立新居浜商業高等学校校舎等

ア 本館：鉄筋コンクリート造 3階建 延1,896.2 m²

イ 第一教棟：鉄筋コンクリート造 3階建 延2,308.5 m²

ウ 第二教棟：鉄筋コンクリート造 4階建 延3,420 m²

エ 体育館：鉄筋コンクリート造 一部2階建 延1,500 m²

(2) 警備範囲

別紙「愛媛県立新居浜商業高等学校機械警備エリア表」に示す範囲

(3) 警備方式

①警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第5項に定義する機械警備により行うものとする。

②基地局において警備対象施設への侵入等不法行為の発生やその他異常を感知した場合は、警備員が警備対象施設に急行し、建物の外部及び内部を点検し、異常の有無を確認する。なお、必要に応じて次の業務を行うものとする。

- ・ 現場に応じた緊急措置
- ・ 新居浜商業高等学校職員等関係先への通報・連絡
- ・ 必要に応じて警察、消防署等への通報
- ・ その他新居浜商業高等学校の財産保護に必要な措置

(4) 警備責任時間

原則として警備機器のセットを開始した時点から警備機器のセットが解除された時点までとする。ただし、火災警報機器の異常状態監視については、常時対応すること。なお、事前の連絡がなく23時を過ぎても全警備エリアの開始設定が完了しない場合は、受託者が新居浜商業高等学校に確認の電話をする。

(5) 緊急連絡者の配置

委託者はあらかじめ緊急連絡者を定め、その名簿を受託者に交付するものとし、連絡者に変更あるときは、委託者は遅滞なく変更した名簿を受託者に交付する。

(6) 警備状況の報告

受託者は、異常を感知した場合は、速やかにその内容及び対応状況を書面により委託者に報告しなければならない。なお、軽微な異常等の場合で、委託者が不要と認める場合はこの限りではない。

5 警備機器の仕様等

- (1) 警備機器は受託者の所有に属し、当該装置の維持管理及び保守点検に要する費用は受託者の負担とする。
- (2) 警備対象施設に設置された警報機器は、発生した異常を基地局へ自動的に通報するシステムとし、NTTやインターネット等信頼性が高く確実な回線を使用する。なお、回線加入や毎月の経費は、受託者の負担とする。
- (3) 警備ブロックは別表・別図のとおりとし、専用磁気カード等によりそれぞれ個別に警備の開始・解除を行えるものとし、操作状況を基地局で確認出来ること。
なお、専用磁気カード等は必要枚数を新居浜商業高等学校へ貸与すること。
- (4) 警報機器と監視項目は次のとおりとする。
 - ① 警備主装置（空間センサー、鍵保管ボックス、制御装置、警備連動型電子錠及びその他必要機器）
 - ② 火災警報機器（自動火災報知器から移報する機器を設置する。）
- (5) 受託者は、警備装置の機能を維持するため適宜保守点検を行い、警備装置が正常に作動するよう努めなければならない。
- (6) 警備機器の取扱説明書を備える。

6 校舎等の構造変更等

委託者は、警備委託する校舎の増築、改築及び付帯する構造変更等が行われるときは、変更の 15 日前までに遅滞なく受託者に通告し、警備計画の変更を求めるものとし、委託者の任意による施工により生じた校舎等に係る事故については、理由のいかんに関わらず受託者はその賠償責任の責めを負わないものとする。

7 その他

この仕様書は、警備方法の概要を示すものであることから、警備上付帯的に実施しなければならないものについては、この仕様書にないものであっても必要に応じ実施するものとする。

8 本件入札（見積もり）に係る特記事項

令和 6 年度から 5 年間の機械警備業務の経費算定に当たっては、次の各号に留意すること。

- (1) 警備機器の設置及び撤去に要する経費は受託者の負担とする。委託者がその必要がないと認めた場合はその限りではない。機器等を撤去する場合、委託者の指示により、受託者は設置前に近い状態に回復すること。
- (2) 警備業務は令和 6 年 4 月 1 日から開始すること。
 - ① 落札者は、事前準備として落札決定日の翌日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に、警備に必要な機器・配線等の設置工事を行うことができるものとする。
 - ② 警備機器が警備業務開始日に供用できない場合は、落札者の負担により、供用できるまでの間の警備責任時間に警備員を派遣するなど、機械警備と同等の警備を行うこと。
なお、警備員を派遣する場合は、新居浜商業高等学校内の指示する施設を控室等として使用することができる。この場合施設の使用は無償とする。
- (3) 落札者は、落札決定後速やかに、委託業務実施計画書に警報機器の種類、個数、設置場所を明記した一覧表及び平面図を添えて、愛媛県立新居浜商業高等学校長に提出するものとする。